

○議長（小林哲雄）

日程第15 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

それでは、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

平成25年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。1、平成24年度決算に基づく、開成町健全化判断比率です。単位はパーセントです。最初に備考をご説明いたします。

（1）実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「－」と表記いたします。

（2）括弧内は開成町における早期健全化基準になります。

それでは、表のほうでございます。実質赤字比率「－」、基準値は15.00、連結実質赤字比率は「－」、基準値は20.00、実質公債費比率11.0、基準値は25.0、将来負担比率98.0、基準値は350.0となります。

続いて、2番、平成24年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率です。単位は同じくパーセントになります。

備考も同じく、（1）資金不足比率が算定されない場合は「－」と表記します。

（2）括弧内は開成町における経営健全化基準になります。

特別会計の名称、資金不足比率の順に読み上げます。

開成町下水道事業特別会計「－」、開成町水道事業会計「－」、基準値は両方とも20%になります。

次のページになります。平成24年度開成町の健全化判断比率審査意見書です。

飛ばしまして、3番目、審査の結果です。健全化判断比率は、特に問題なく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。と平成25年8月2日に、監査委員から町長に提出されてございます。

次のページをお願いいたします。

平成24年度開成町の資金不足比率審査意見書です。同じく飛ばしまして、3番目、審査の結果です。審査に付された資金不足比率は、特に問題なく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。平成25年8月2日に監査委員から提出されてございます。

それでは、内容をご説明させていただきます。

この報告は平成19年6月に交付された地方公共団体の健全化に関する法律に基づきまして行うものでございます。

同法の第3条、健全化判断比率の公表等の規定では、地方公共団体の長は、毎年度の決算の提出を受けた後に、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにこの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとされています。

この法律の第4章では、公営企業の健全化という章がございます。第22条になりますが、同様に公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告する旨、規定されてございます。

この規定によりまして、平成19年度決算から監査委員の審査を受け、議会に報告することとしてございます。

それでは、2ページ目にお戻りください。あわせて本日配付いたしました3ヶ年増減一覧、参考資料もご参照いただきたいと思います。

まず、実質赤字比率です。本町の場合は、この指標の対象となる会計は、一般会計と給食事業特別会計、その二つをあわせた普通会計が相当いたします。この普通会計の実質赤字額、これについては実質収支額のプラスマイナスを逆転したものになります。この赤字額を標準財政規模で割ったもののパーセント表示になります。

備考に書いてございますように、マイナスの場合は、「-」表記となります。実際の数値は、資料に記載のとおり、-5.67%、こういった数字になりまして、昨年度と比較しますと4.78ポイントほどマイナス幅、赤字幅が減っています。もちろん赤字となつてはいけないわけですが、実質収支比率が一般に3%から5%程度が望ましいとされてございますので、今年度の数字はむしろ望ましい数値に近くなったとご理解いただいてもよいと思います。

次の連結実質赤字比率は、先ほどの一般会計と給食事業特別会計、さらに他の特別会計や公営事業会計を加えた会計、わかりやすく言いますと、決算書に記載されている全ての会計を対象としてございます。それを先ほどと同様、実質収支を標準財政規模で割って求めます。これにつきましても、いずれの会計も赤字ではございませんので、「-」の表記となりますが、実質的な数字は、-25.02と、前年度よりマイナス幅が減ってございますが、これは実質赤字比率と同様に特に問題になるというふうには認識してございません。

実質公債費比率です。本町でいいますと、一般会計の公債費だけでなく、下水道事業特別会計や水道事業会計、さらに一部事務組合の地方債償還に充てられたと認められる公債費を標準財政規模で割った数字となります。実際にはかなり細かな加減要素がございますけれども、平成24年度の数値は11.0%ということで、おおむね前年度並みの数値となりました。

括弧内の数値は早期健全化基準、財政健全化計画を定めなければならない基準が25.0%、この指数との比較では、まだまだ余裕があるという状況になってござ

います。

次の将来負担比率ですが、将来負担額には、地方債の現在高、あと債務負担行為による支出の予定額、公営企業の繰入見込額、一部事務組合の負担等の見込額、退職手当の負担見込額など、将来にわたって、今現在負担する額として捉えられるものが全て該当になります。その負担額から充当可能な基金額や公債費の基準財政需用額算入見込額、こちらを除いたものを分子といたしまして、標準財政規模で割ったものが将来負担比率となります。比率は98.0%になり、前年度より6.7ポイントほど改善しております。この改善の要因なんですけれども、原因といたしましては、充当可能な財源、基金の積み増しや、交付税措置がされる公債費分が割合として増えているといったものになります。

あわせてこれが3億6,000万円ほどに伸びましたのがポイントを下げている一番大きな原因となります。

本紙の2ページ目、公営企業の資金不足比率になりますけれども、算出といたしましては、資金不足額を事業の規模で割ったものという形になります。水道事業では流動資産から流動負債を除いた額、これがプラスになってございます。事業費で割って算出しますので不足とはなっていませんが、不足は「－」表示と、実際の数字は、上の下水道のほうではマイナス、資料はついてございませんが、前年度－12.57%から今年度は－20.3%、下段の水道事業会計では－311.11%から364%、数値的にはかなり安定しているという形になってございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、以上で報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。